兵庫県地域創生戦略会議設置要綱

(設置)

第1条「地域創生推進本部」(以下「本部」という。)が「兵庫県地域創生戦略」 (以下「戦略」という。)を推進するにあたり、有識者による指導助言を受けるため「兵庫県地域創生戦略会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 会議の所掌事務は次のとおりとする。
 - (1) 戦略の推進、検証に係る指導・助言
 - (2) 前号に掲げるもののほか、地域創生の推進に関する事項に係る指導・助言

(組織)

- 第3条 会議は、別表に定める委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和4年3月31日までとする。

(座長)

- 第4条 会議に座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は座長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、政策創生 部長が招集する。
- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 本部が戦略を推進するにあたり必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第6条 本部が必要と認めるときは、会議にワーキングチームを置くことができる。 2 ワーキングチームの運営については、別に定める。

(謝金)

第7条 委員及び第5条第3項に定める者が、会議及び会議に係る職務に従事したと きは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員及び第5条第3項に定める者が、会議及び会議に係る職務のために旅行 したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の 規定により旅費を支給する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、企画県民部地域創生局において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
 - (要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

第3条に規定する委員は次のとおりとする。

(五十音順)

氏 名	所 属 ・ 役 職
庵逧 典章	兵庫県町村会会長(佐用町長)
伊藤 綱太郎	日本放送協会 神戸放送局長
上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
尾野 俊二	神戸商工会議所副会頭
小野 秀明	(株)神戸新聞社 執行役員 経営企画局長
加藤 恵正	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
河上 哲也	(株)三井住友銀行 公共・金融法人部 (神戸) 部長
作田 誠司	(一社) 兵庫県信用金庫協会会長
澤本 辰夫	兵庫県農業協同組合中央会会長
志智 宣夫	兵庫県商工会連合会会長(南あわじ市商工会顧問)
竹沢 泰子	京都大学人文科学研究所教授
谷口 芳紀	兵庫県市長会会長 (相生市長)
中瀬 勲	県立人と自然の博物館館長
福永明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
古田 菜穂子	ひょうごツーリズム本部ツーリズムプロデューサー、兵庫県立大学大学院緑環境 景観マネジメント研究科特任教授
松原 永季	(有)スタヂオ・カタリスト代表取締役
三原 修二	兵庫県経営者協会会長
森 茂起	甲南大学文学部教授

第7条にて定める委員の謝金

「兵庫県地域創生戦略会議」は、「地域創生推進本部」が「兵庫県地域創生戦略」を推進するにあたり、幅広い専門的知見を有する有識者による指導・助言を得るための会議であることから、委員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。よって、委員に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員の区分	謝金の額
座長	日額 15,500円
委員 (第5条第3項に定める者を含む)	日額 12,500円